

令和2年度高裁総務課長等事務打合せ進行予定

【日時】令和2年11月12日(木) 【場所】最高裁判所中会議室(2階)

	主管局	時 間	備 考
総務局長あいさつ		10:00 ~ 10:05	5分
○ 文書事務について	秘書課	10:05 ~ 11:05	60分
(休憩)		11:05 ~ 11:15	(10分)
○ 新型コロナウイルス感染症への対応について	総務局	11:15 ~ 12:15	60分
(昼食・休憩)		12:15 ~ 13:00	(45分)
○ 情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者（総務課）の職務分担・連携の実情について	情報政策課	13:05 ~ 13:35	30分
(休憩)		13:35 ~ 13:45	(10分)
○ 現下の情勢のもとにおける一般広報の在り方及び報道対応について	広報課	13:45 ~ 14:45	60分
(休憩)		14:45 ~ 14:55	(10分)
○ 総務事務の実情と課題について	総務局	14:55 ~ 15:55	60分
(休憩)		15:55 ~ 16:05	(10分)
○ 事務連絡			
・裁判員裁判における危機対応について	刑事局	16:05 ~ 16:15	10分
・裁判所への入構について	総務局 経理局	16:15 ~ 16:25	10分

令和2年度高等裁判所事務局総務課長等事務打合せ出席者名簿

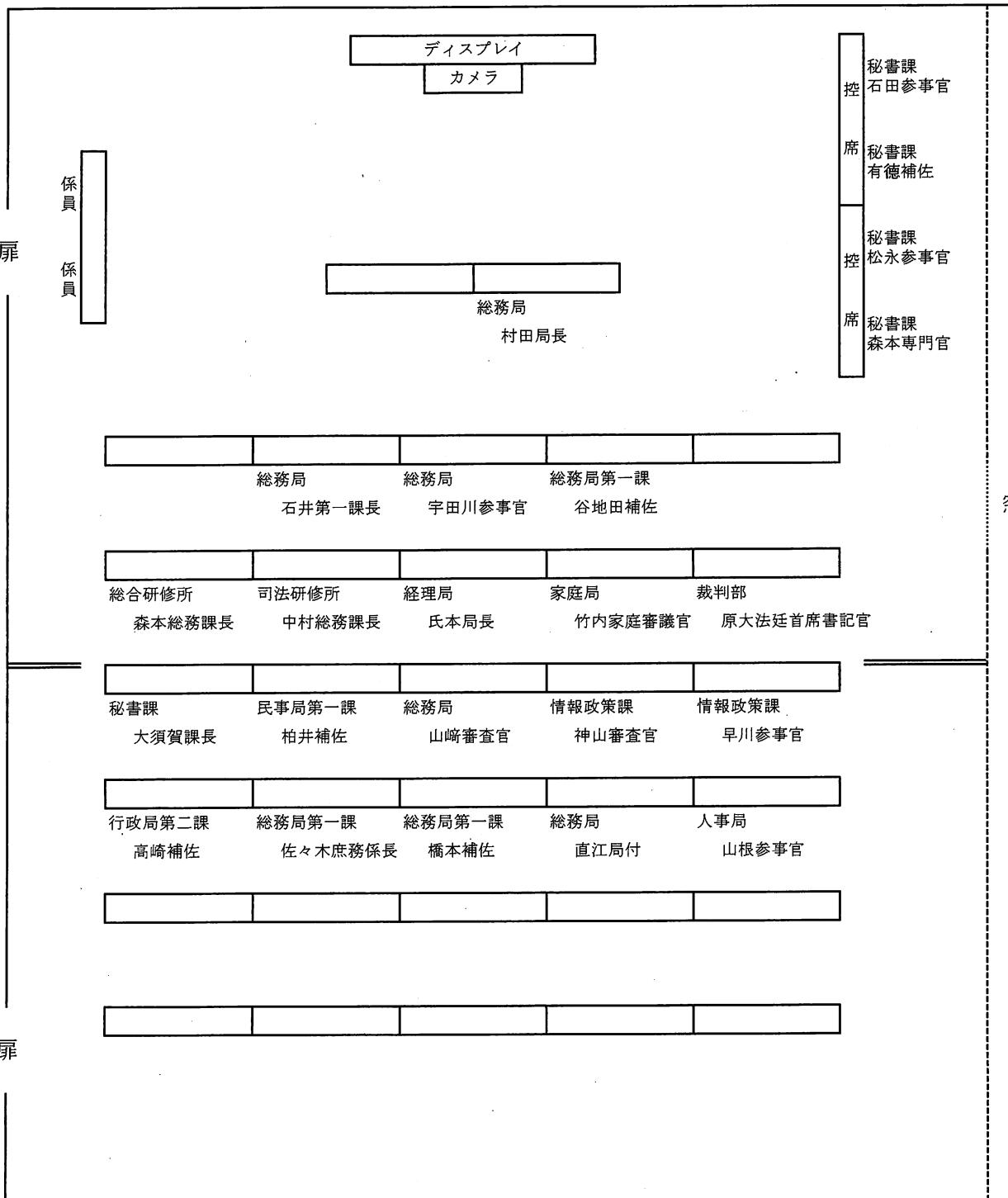
庁名	官職	氏名
東京高等裁判所	総務課長	塚田智大
	文書企画官	浅沼浩幸
大阪高等裁判所	総務課長	高橋亨
	文書企画官	坂田幸二
名古屋高等裁判所	総務課長	三谷明史
	文書企画官	沖本聰子
広島高等裁判所	総務課長	野澤秀和
	文書企画官	山名聰
福岡高等裁判所	総務課長	宮下美和
	文書企画官	吉田大輔
仙台高等裁判所	総務課長	熊谷浩三
	文書企画官	千石靖之
札幌高等裁判所	総務課長	樽本光弘
	文書企画官	本間雄治
高松高等裁判所	総務課長	高尾愉理
	文書企画官	五十嵐達郎

高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日(木)
最高裁判所中会議室

総務局長挨拶

10:00~10:05

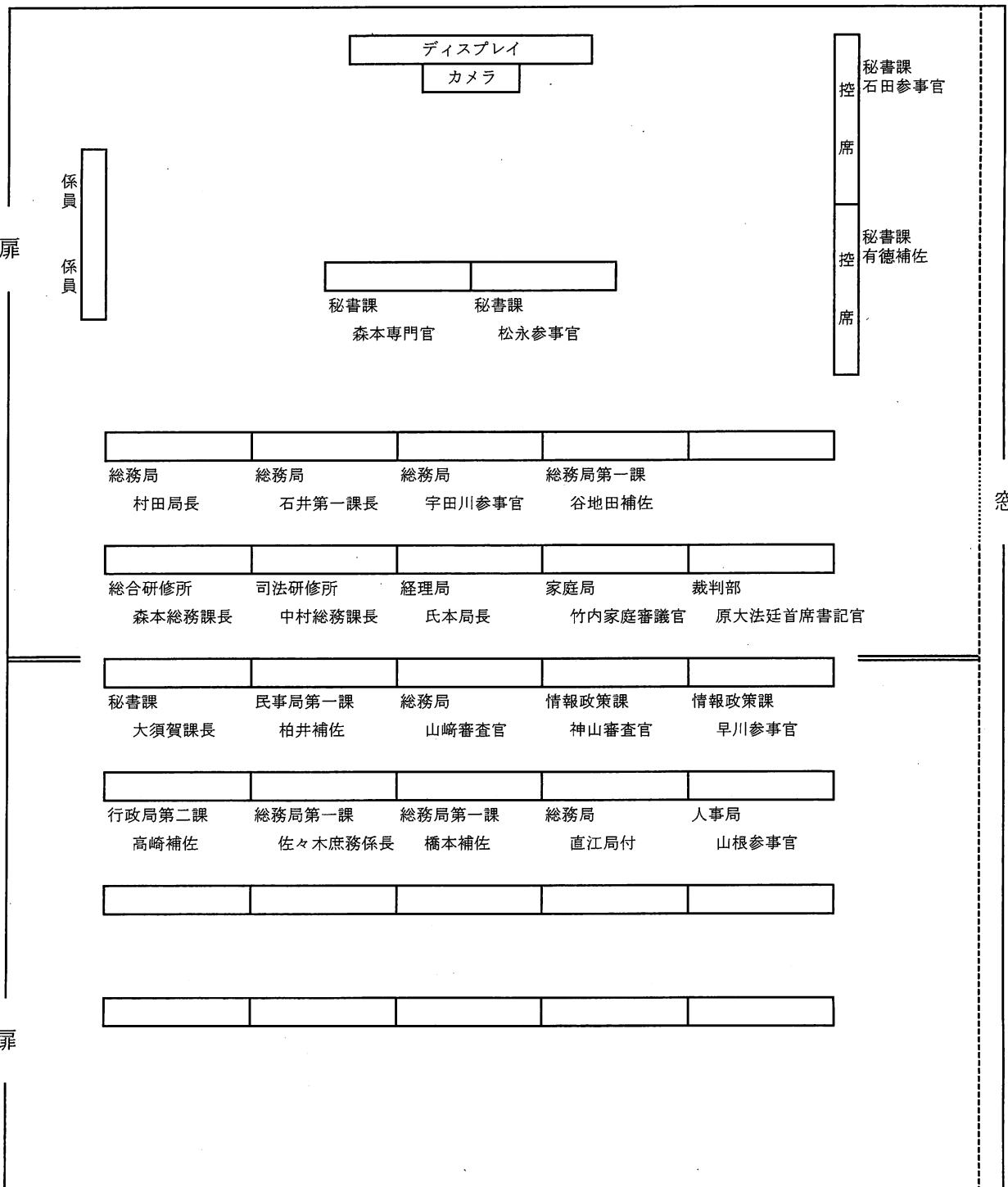


高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日(木)
最高裁判所中会議室

1 文書事務について

10:05~11:05

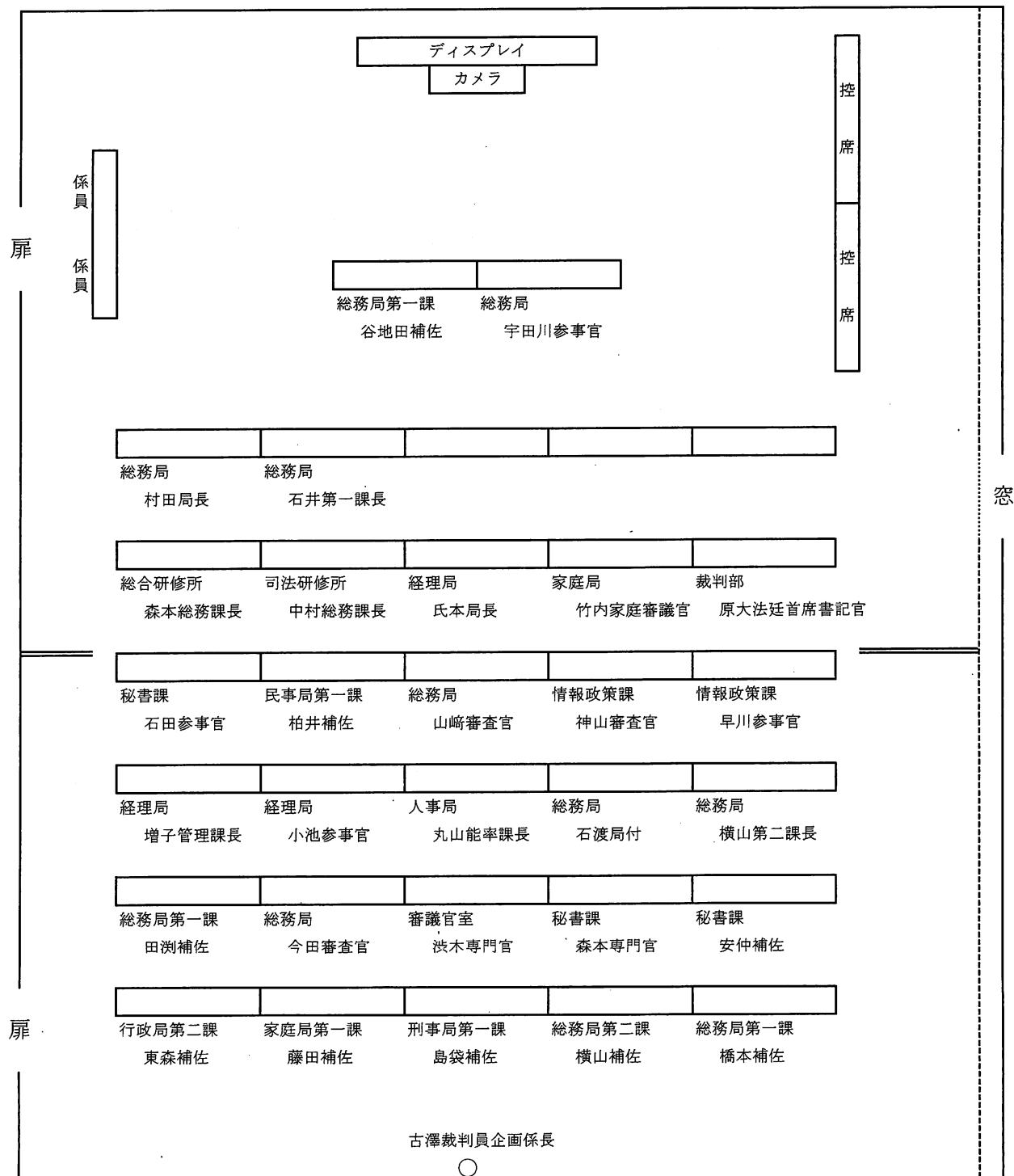


高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日(木)
最高裁判所中会議室

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

11:15~12:15



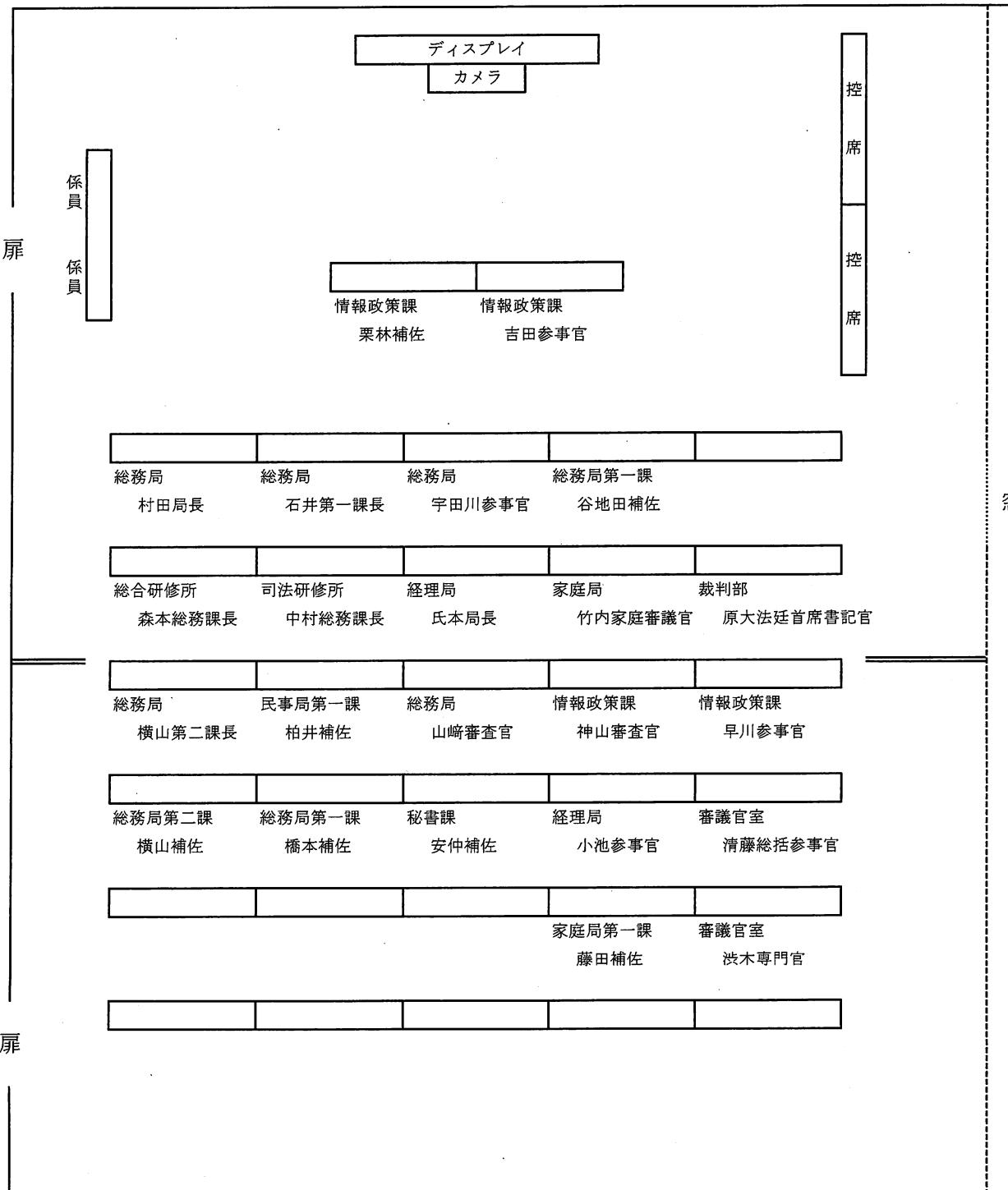
高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日（木）
最高裁判所中会議室

3 情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者

（総務課）の職務分担・連携の実情について

13:05～13:35



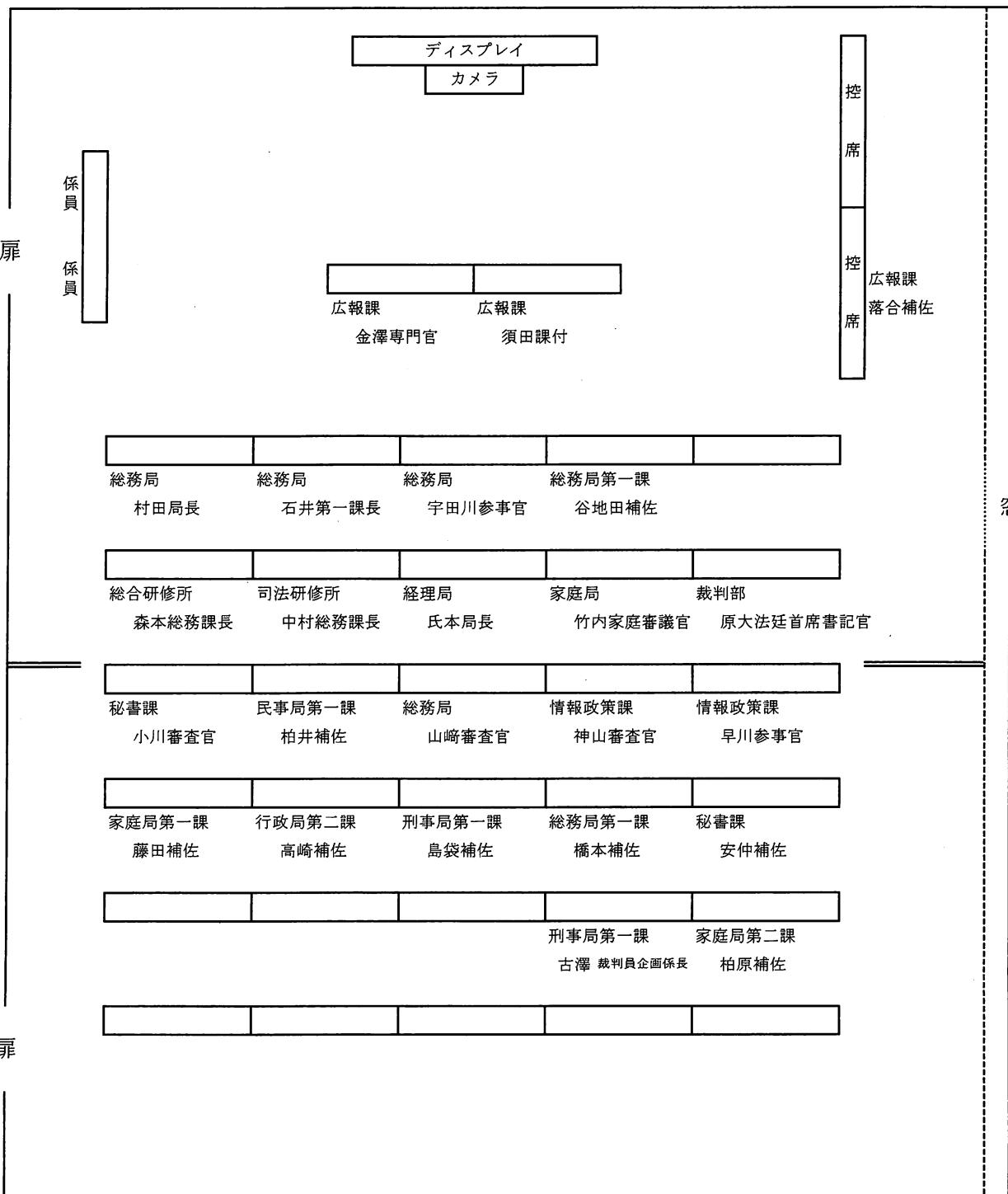
高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日（木）
最高裁判所中会議室

4 現下の情勢のもとにおける一般広報の

在り方及び報道対応について

13:45~14:45

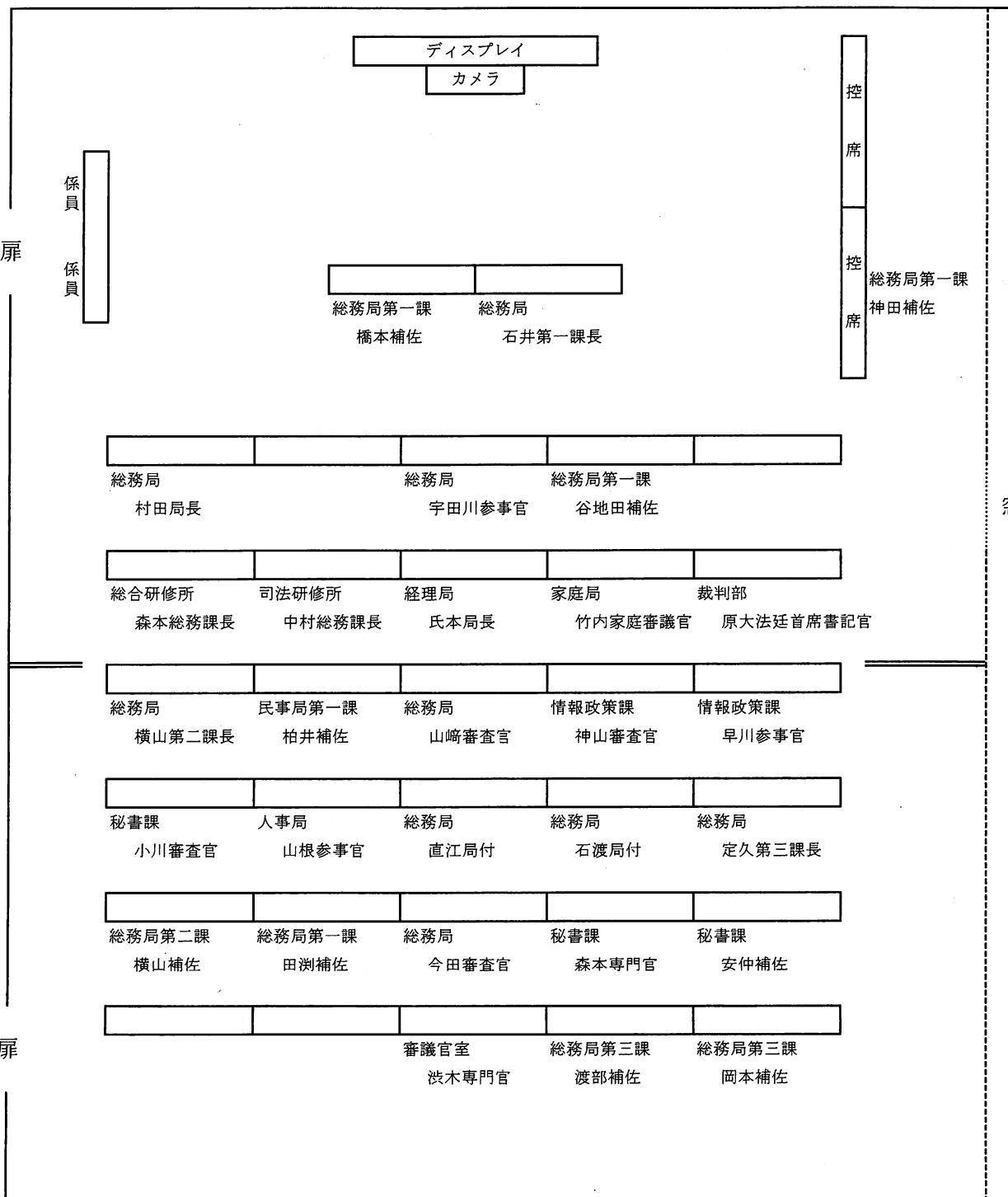


高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日（木）
最高裁判所中会議室

5 総務事務の実情と課題について

14:55~15:55



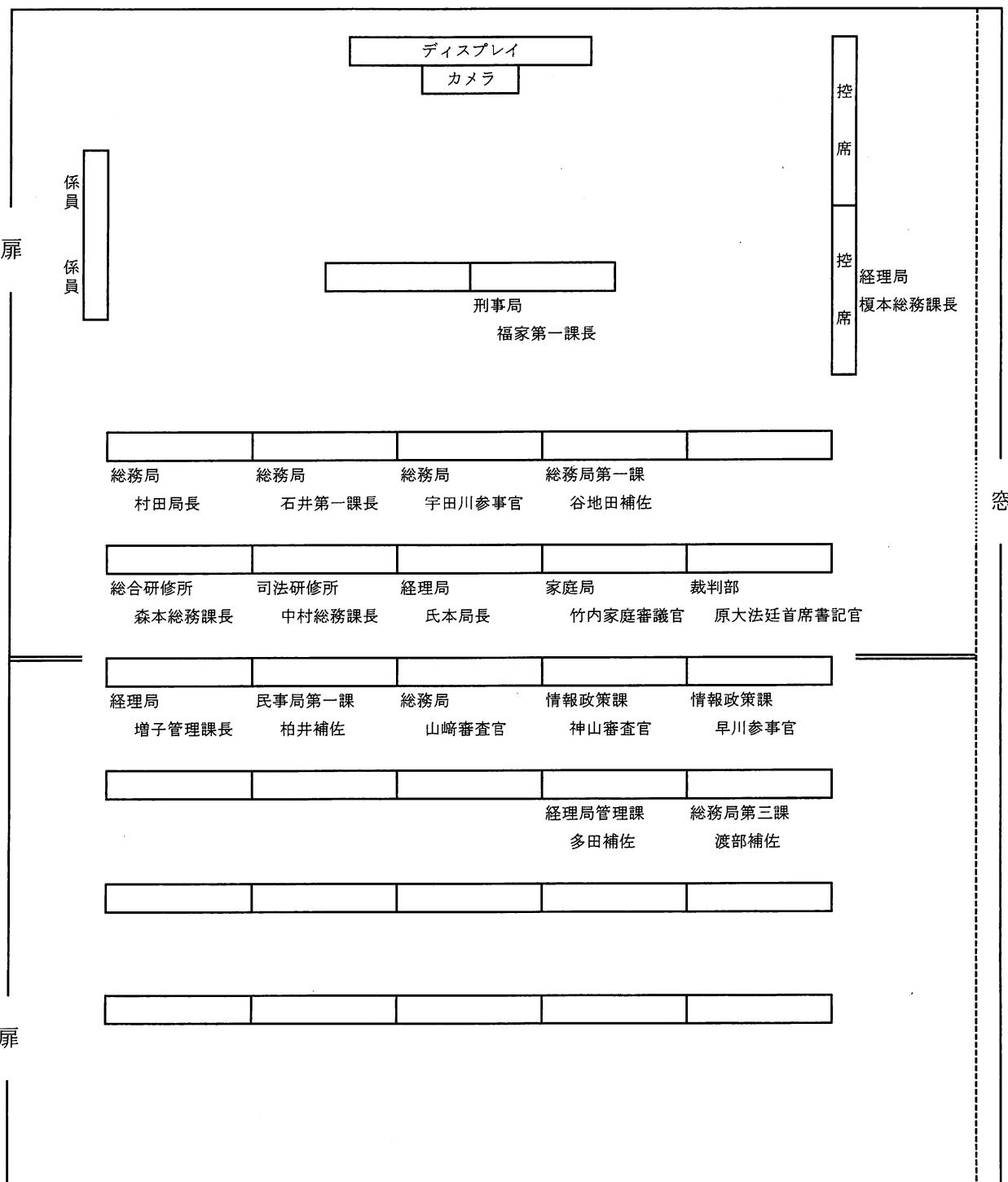
高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日(木)
最高裁判所中会議室

6 事務連絡

裁判員裁判における危機対応について

16:05~16:15



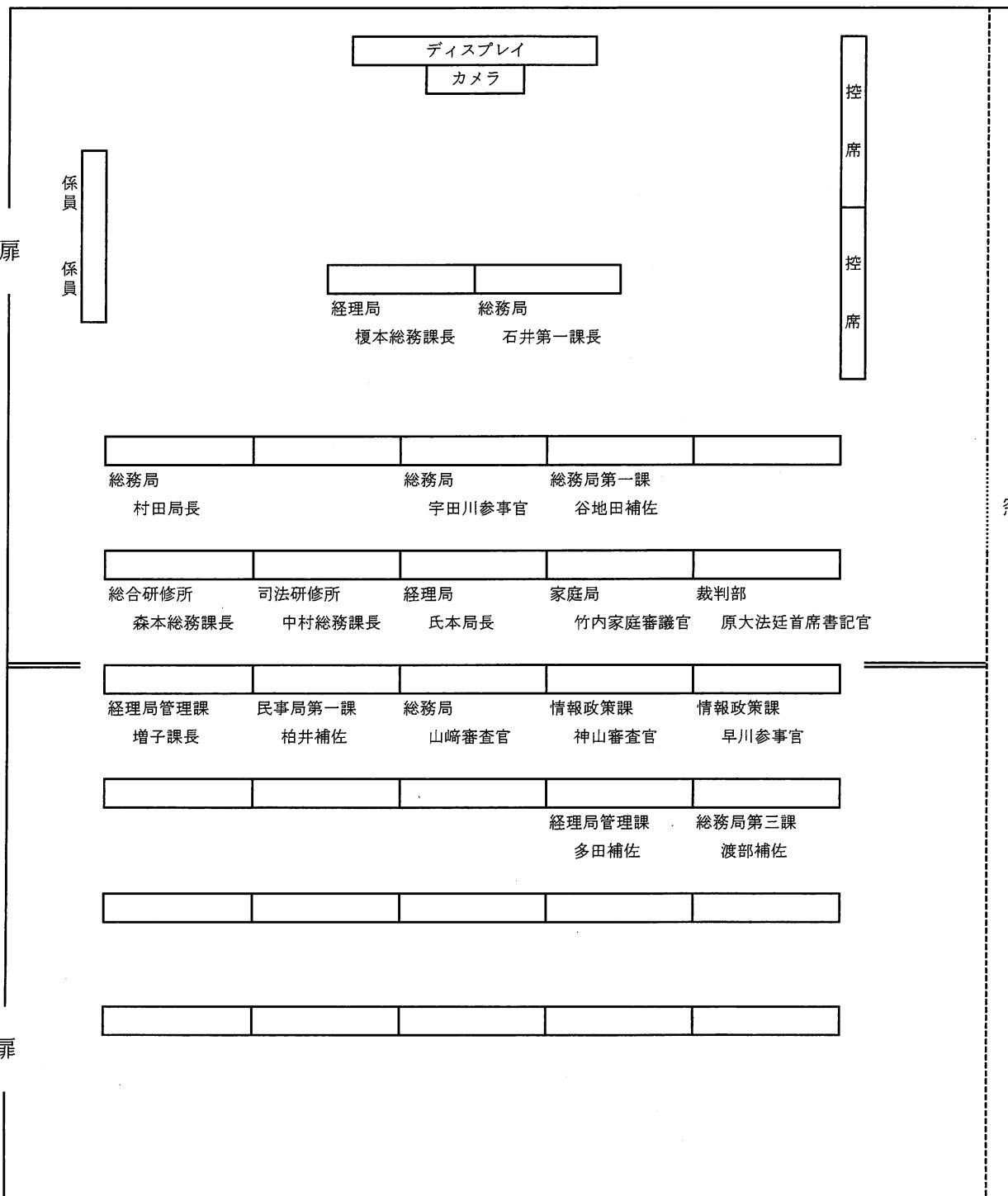
高等裁判所総務課長等事務打合せ席図

令和2年11月12日（木）
最高裁判所中会議室

6 事務連絡

裁判所への入構について

16:15~16:25



文書事務について

1 協議の趣旨

(1) 裁判所における適正かつ効率的な文書開示事務の処理の在り方

情報公開に対する社会の関心の高まりを受け、文書開示事務をより適正、迅速に実施していくことが強く求められているところであるが、今後も新型コロナウイルス感染症への対応等を継続していく必要があると見込まれる中、文書開示事務についてもより一層合理化策を検討する必要がある。

本協議においては、各府における事務処理状況や管内地家裁に対する指導状況等を聴取し、文書開示事務を適正かつ効率的に処理するための方策や在るべき事務処理態勢等について意見交換することとしたい。

(2) 裁判所における適正かつ効率的な文書管理の在り方

行政機関における公文書管理をめぐっては、昨年の3月25日に、行政文書の電子的管理についての基本的な方針（内閣総理大臣決定）が示され、公文書管理の適正性の確保や効率化のための取組が明らかにされたところであり、引き続き、公文書管理委員会において、適正な文書管理を確保するための取組について議論等が進められているところ、裁判所としても、このような行政機関における動向を踏まえて対応を検討する必要がある。

本協議においては、各府における文書管理の実情を聴取した上で、現在及び将来の国民への説明責任を果たしつつ、効率的な事務処理を行うための文書管理の在り方、特に文書作成事務の在り方等について、意見交換を行いたい。

2 事前準備事項

事前の調査及び報告の依頼は行わない。上記の協議の趣旨を踏まえて、協議に臨んでいただきたい。

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 協議の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応については、各庁において、所長のリーダーシップの下、裁判部と事務局が連携し、政府の方針や自治体の状況等を確認しながら、地域の実情に応じた検討が行われてきたものと認識している。裁判所として経験のない事態であり、情報の収集、裁判所内での情報の伝達及び意見調整、関係機関への説明等において難しい面があったものと思われる。

新型コロナウイルス感染症への対応は、引き続き検討・実施していく必要があるところ、この機会に、各庁におけるこれまでの経験を振り返り、課題やこれに対する工夫例等の共有を図ることが有益ではないかと考えている。

そこで、本協議では、次の意見交換事項について、今後の対応や総務課の果たす役割を中心に意見交換したい。

(意見交換事項)

(1) 各庁における対策の実施に至るまでの過程に関する実情を伺いたい。

ア 地域の実情についての把握、自治体等の動きの考慮について

イ 上記実情等についての裁判部との共有、意思決定過程への関与について

ウ 関係機関への説明・連携について

エ 高裁の管内調整やサポートについて

(2) (1)の実情を踏まえた課題及び対応策として考えられる事項

(3) 最高裁への要望

2 事前準備事項

1の意見交換事項について、各高裁管内の各庁の実情も踏まえて、協議に臨んでいただきたい（最高裁に提出していただくものはない。）。

R2.10 情報政策課

情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者（総務課）の職務分担・連携の実情について

1 協議の趣旨

情報化事務担当者と情報化関連業務担当者の職務内容、職務の関係等については、平成24年3月7日付け情報政策課参事官事務連絡において整理して各庁にお知らせしている。この点、情報処理研修等の機会を通じて当課が把握しているところでは、各庁の実情によって両者の職務の分担方法や連携方法等が様々であり個別対応に委ねられている部分が大きく、担当者自身が自らの職務内容や連携の在り方等について十分に認識できていないと思われるケースも見受けられる。

しかしながら、情報化関連事務は、今後、裁判所においてますます増加すると思われ、施策の実施やシステム障害対応等において裁判部と事務局との間での相互連携の重要性は一層高くなると考えられることから、各庁において情報化関連事務を円滑に進めていくために、改めて現状を確認し、態勢構築、維持のポイントを共有することが有益ではないかと考えている。

そこで、改めて情報化事務担当者と情報化関連業務担当者の間に、相互に職務内容を理解し、スムーズに連携できる態勢が構築されているか、構築されていないとすれば、どのような隘路や改善策が考えられるか（各庁で行っている工夫等はあるか）について、各庁の現状や実践例を御紹介いただきたい。

2 事前準備事項

1の意見交換事項について、各高裁管内の実情を把握の上、協議に臨んでいただきたい（事前提出の必要なし）。

現下の情勢のもとにおける一般広報の在り方及び報道対応について

1 協議の趣旨

(1) 一般広報の在り方について

一般広報の企画立案については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況やその対応が地域や時期によって差があることから全国的に一律の方針に基づいて行なうことが難しいことに変わりはない。ただし、政府の方針においては引き続き集客を伴う催物等の開催に当たっては、慎重な判断と対策が求められているところであり、各庁においても、多数の来庁者を集めて行なうようなイベントの開催については慎重の上にも慎重な検討をお願いしたい。一方で、今後はニューノーマルの環境に適合した広報手法を模索していく必要があるところ、このような情勢の中であっても、各庁が築いてきた「裁判所と地域社会との繋がり」が途切れることのないよう関係機関等とも連携して、工夫しながら取り組んでいただきたいと考えている。すでに、各庁からは地元ラジオ局の番組への所長の出演や地域のオンライン企画への参加など有益な企画事例が報告されているところ、現在の情勢のもとにおける有効な広報活動の工夫例やそれが実現した背景等を紹介いただき共有したい。

(2) 報道対応について

報道対応は国民への説明責任を果たすという観点から極めて重要なものであり、国民（及び報道機関）の関心度によって、準備すべき内容や発表の方法、発表のタイミングを適切に判断しなければならないものである。もとより事務局としては、庁としての適切な対応が可能となるよう所長の指示のもと地域の情勢等を見極め裁判部に適時適切な助言を行い、裁判部と事務局との間で十分な意思疎通を図る態勢が構築されていることが重要なことはもちろんである。また、関係機関等との報道発表の調整が必要となる場合など関係機関との連携

が必要な事案もある。そこで、報道対応の準備に当たって、①報道対応を検討する前提としての事案の重みと広がりの判断はどのようになされるべきか、②報道発表を積極的に行うべき場面にはどのような場合があるか、③裁判部と事務局、関係機関との連携においてどのような点に留意すべきか、④庁としての対応方針をとりまとめるに当たり苦労した点はあるかについて、協議したい。

2 事前準備事項

いずれも最高裁に提出していただくものはないが、各高裁管内の各庁の実情、検討状況等を踏まえて、協議に臨んでいただきたい。

総務事務の実情と課題について

1 協議の趣旨

(1) 過誤対応について

一昨年は、裁判部との連携の実情という切り口から議論を行い、事務局と裁判部では視点を共有できていないため、裁判部が作成する対応案には不十分なものが多く、事務局との調整に時間がかかるとの意見が多く出された。これを受け昨年は、検討すべき視点について担当者間の暗黙の了解に頼るのではなく、組織として視点を整理した上でこれを書面化して担当者間で共有することが円滑な調整を行うためには必要であるとの考え方から、最高裁から視点整理のたたき台を示し、これを基に各庁で視点を整理し、裁判部や支部と共有する取組を行うことを提案し、その方向性について各高裁から異論はなかった。そこで本年は、昨年の事務打合せ以降の各高裁における取組み状況について、管内の受け止め、効果、明らかになった問題点等を中心に御紹介いただき、円滑な連携を行う上で更に有益な方策を検討する端緒としたい。

(2) 当事者等対応について

当事者等からの苦情対応について、通常の苦情を超えるような苦情への対応が、職員にとって大きな負担になっているのではないかとの問題意識の下、近日中に総務局第一課長・第三課長事務連絡「必要かつ合理的な当事者等対応の実践に向けた取組について」を発出し、各庁に事務フローの作成をお願いする予定である。事務フローの作成に当たっては、事務連絡の問題意識や内容を十分理解していただくことが肝要であるところ、事務連絡の趣旨や進め方に関する疑問等があればお伺いした上で、作成に当たって留意していただきたい点について補足的に説明を行うため、出題した。

2 事前準備事項

(1) 過誤対応について

各高裁管内の取組の過程で作成された視点共有のための書面のうち、他庁の検討にも有益と思われるものがある場合には、事前に送付いただきたい。

(2) 当事者等対応について

特になし

令和2年度高等裁判所事務局総務課長等事務打合せ結果概要

日 時 令和2年11月12日（木）午前10時から午後4時30分まで
場 所 最高裁判所中会議室
出席者 別紙1・2記載のとおり

最高裁判所及び各高等裁判所間で下記のとおり意見交換がされた。

記

第1 文書事務について

- 1 裁判所における適正かつ効率的な文書開示事務の処理の在り方について
- 2 裁判所における適正かつ効率的な文書管理の在り方について

第2 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1 各庁における対策の実施に至るまでの過程に関する実情について
- 2 1の実情を踏まえた課題及び対応策として考えられる事項について

第3 情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者（総務課）の職務分担・連携の実情について

各庁から情報化事務担当者（裁判部）と情報化関連業務担当者（総務課）との間の職務分担・連携の現状や実践例の照会について

第4 現下の情勢のもとにおける一般広報の在り方及び報道対応について

- 1 一般広報の在り方について
- 2 報道対応について

第5 総務事務の実情と課題について

- 1 過誤対応について
- 2 当事者等対応について

以上

(別紙1)

出席者

○最高裁判所事務総局

第1について

秘書課参事官	松 永 智 史
同	石 田 一 樹
同課課長補佐	有 德 克 彦
同課専門官	森 本 晓 史

第2について

総務局参事官	宇田川 公 輔
同局第一課課長補佐	谷地田 牧 子

第3について

情報政策課参事官	吉 田 智 宏
同課課長補佐	栗 林 昭

第4について

広報課付	須 田 健 瞬
同課課長補佐	落 合 真 人
同課専門官	金 澤 美 佳

第5について

総務局第一課長	石 井 芳 明
同局第一課課長補佐	橋 本 成一郎
同	神 田 佳瑞恵

以 上

○高等裁判所

府名	官職	氏名
東京高等裁判所	総務課長	塚田智大
	文書企画官	浅沼浩幸
大阪高等裁判所	総務課長	高橋亨
	文書企画官	坂田幸二
名古屋高等裁判所	総務課長	三谷明史
	文書企画官	沖本聰子
広島高等裁判所	総務課長	野澤秀和
	文書企画官	山名聰
福岡高等裁判所	総務課長	宮下美和
	文書企画官	吉田大輔
仙台高等裁判所	総務課長	熊谷浩三
	文書企画官	千石靖之
札幌高等裁判所	総務課長	樽本光弘
	文書企画官	本間雄治
高松高等裁判所	総務課長	高尾愉理
	文書企画官	五十嵐達郎